

# 足場からの墜落事故防止対策

公共工事の品質確保の促進に関する法律【品確法】

国土交通省等の国、特殊法人等または地方公共団体が発注する公共工事では専門知識を有する者による足場安全点検を工事成績評定の判断材料としています。



## 【国土交通省の例】

※ 考查項目及び考查項目毎の点数は発注者により異なる。

- ◆ 足場の点検は、足場等の種類別点検チェックリストを活用し、**当該足場の組立作業を実施した者以外の専門知識を有する者**（仮設安全監理者、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者、労働安全衛生コンサルタント等）**によって点検を行い、その記録を保存すること、並びに「足場安全点検履歴の証」等の看板の掲示を行うこと**としています。
- ◆ 受注者から提出された、各種チェックリストの活用などの安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとしています。また、公共住宅等についても、足場安全点検の成果は工事成績評定の判断材料の一つとしています。
- ◆ 足場（足場の機能を有する支保工を含む。）の施工は、手すり先行工法によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置すること、及び必要な点検を行うことを安全協議会において働きかけるとともに、必要に応じその点検結果の確認等を行うこととしています。

## 地方整備局工事成績評定実施要領（一部抜粋）

※各表等の詳細は裏面を参照

### 成績評定の方法

- 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 細目別評定点の算出は別記様式第2（細目別評定点採点表）によるものとする。
- 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 評定にあたっては、別紙-5「施工プロセスのチェックリスト(案)」を考慮するものとする。  
また、工事における「創意工夫」「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合にはこれも考慮するものとする。

※詳細は以下を参照

大臣官房技術調査課長発（平成23年3月31日／国官技第376号の2）

大臣官房官庁営繕部整備課長、設備・環境課長発（平成23年5月31日／国営整第24号、国営設第19号）

住宅局住宅総合整備課長発（平成23年5月31日／国住備第61号）



全国仮設安全事業協同組合

東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 日本橋SKビル

TEL03-3639-0641 <http://www.kasetsuanzen.or.jp> E-mail: [info@kasetsuanzen.or.jp](mailto:info@kasetsuanzen.or.jp)

別記様式第1 工事成績採点表 [完成、一部完成]

工事名		主任技術評価官					総括技術評価官						
請負者名		氏名					氏名						
審査項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10							
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10							
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10							
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0							
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0							
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0							
	III. 出来ばえ												
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+20.0		~		0		
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0		~	0								
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5					

**「安全対策」**には  
足場の点検にあたり、足場等の種類別点検チェックリストを活用し、その点検結果の記録を保存すること等が該当します。

※全国仮設安全事業協同組合では、足場機材別の84種類に及び専用チェックリストを整備しています。

**「創意工夫」**には  
当該足場の組立作業を実施した者以外の専門知識を有する者により点検を行うことや、「事故ゼロ宣言」「足場安全点検履歴の証」等の看板の掲示を行うこと等も含まれます。

※全国仮設安全事業協同組合の資格取得講習会の合格者である「仮設安全監理者」は専門知識を有する点検者に該当します。

※「足場安全点検履歴の証」は、仮設安全監理者が点検を実施した証として仮設安全監理者センターが認証しています。

別記様式第2 細目別評定点採点表

工事名: \_\_\_\_\_

審査項目	細別	①主任技術評価官	②総括技術評価官
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(1.0) × 0.4 + 2.9 = 3.3点	
	II. 配置技術者	(3.0) × 0.4 + 2.9 = 4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	(4.0) × 0.4 + 2.9 = 4.5点	
	II. 工程管理	(4.0) × 0.4 + 2.9 = 4.5点	(2.0) × 0.2 + 3.2 = 3.6点
	III. 安全対策	(5.0) × 0.4 + 2.9 = 4.9点	(3.0) × 0.2 + 3.3 = 3.9点
	IV. 対外関係	(2.0) × 0.4 + 2.9 = 3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	(4.0) × 0.4 + 2.8 = 4.4点	
	II. 品質	(5.0) × 0.4 + 2.9 = 4.9点	
	III. 出来ばえ		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		(20.0) × 0.2 + 3.3 = 7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(7.0) × 0.4 + 2.9 = 5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		(10.0) × 0.2 + 3.2 =

①「施工プロセス」チェックリスト(案)は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。

別紙-5① 「施工プロセス」のチェックリスト(案)

1. 工事名 \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_  
 2. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日  
 3. 施工業者 \_\_\_\_\_

①「施工プロセス」チェックリスト(案)は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。  
 ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。  
 ③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

審査項目	細目別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期														
				着手前	施工中													
1. 施工体制	I.	○契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	

・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)

- (1) ガイドンスに記されているように、足場の点検チェックリストを活用し、組立作業員以外の仮設安全監理者等により点検を行い、その記録を保存すること、及び「足場安全点検履歴の証」の掲出を行うなどの安全活動の創意工夫は、国土交通省の工事における工事成績評定の判断材料のひとつとされています。
- (2) 工事成績評定は、工事(500万円以上)が完了した後、工事担当者等が請負者の成績評価を行うもので、100点満点で評価されます(整備局ごとに異なるが、平均点は75点程度)。評価項目のひとつに、工事実施における請負者の創意工夫を考慮する項目があり、創意工夫には最大7点が加点されています(注-1)。足場安全確保のための(1)に示した創意工夫は、国土交通省の通達等により、加点の判断材料のひとつであるとされています。
- (3) 国土交通省では、一定規模以上の工事においては、入札価格とともに請負者の技術力を考慮して受注者を決める「総合評価入札方式」をとっています。
- 総合評価入札方式においては、入札者の技術評価のなかに、過去2年間の工事成績評定点を評価する項目(技術評価点の一部)があります。たとえば、過去2年間の工事成績評定の平均点が75点以上では、総合評価における技術評価点が1点加点されます。(国土交通省平成17年ガイドラインの簡易型の事例による)
  - 技術評価点の1点の差が、入札においてどのような利益をもたらすかを、事例をあげて試算しました(注-2)。この例では、技術評価点1点の差が、応札価格0.8%の利益を生むことを示しています。
- (4) 「創意工夫」により、高い工事成績評定点を得るためには、受注者は当該足場工事における創意工夫の内容を、発注者(特に、工事成績評定者)に訴え、該当する内容であると認識していただき、加点をしていただかなければなりません。そのため書面により、よくわかるように示す必要があります。国土交通省では、「創意工夫」を積極的に提出することを求めています。

注-1 工事成績評定点の算出では、総合的な調整を行うため、細目別評定点採点表(左表、参照)にしたがって乗算、加算が行われる。

注-2 試算事例

予定価格7億円の工事(簡易型：技術加算点30点)において、技術評価点が1点違うA社とB社が、以下のように応札した。

	入札価格	技術加算点
A社	6.5億円	23点(+標準点100点)
B社	6.5億円	22点(+標準点100点)

◇受注者決定の方法とその結果

(1) 受注者決定の方法(除算方式)

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格

ここで、技術評価点 = 標準点(100点) + 技術加算点(最高30点)

(2) 受注者の決定(評価値)

A社 123点 ÷ 6.5億円 = 18.9231

B社 122点 ÷ 6.5億円 = 18.7692

よって、評価値が高い A社が落札。

◇技術加算点が23点のA社は、22点のB社より、「いくらまで入札価格を上げても落札することができるか」を計算する。

$123 \text{点} \div X = 18.7692$  より  $X$  (入札額) = 6.5532億円

よって、532万円が利得となる。(532万円 ÷ 6億5,532万円 = 0.81%)

# 工事成績評定に関する国土交通省等への提出例

国土交通省〇〇地方整備局長  
〇〇〇〇 殿  
又は  
国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所長  
〇〇〇〇 殿

平成 年 月 日  
請負者  
東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番  
株式会社 〇〇建設  
代表取締役 〇〇〇〇 印

工事成績評定に係る安全対策及び創意工夫について

標記につきましては、下記請負工事について別添「仮設安全監理検査実施報告書」及び「仮設工事施工安全監理検査 メーカー・機材別点検表」を作成、保存いたしておりますとともに、公衆の見やすい位置に別添②「足場安全点検履歴の証」を掲示いたしましたので、工事成績評定実施要領別記様式第1「工事成績採点表」、別紙⑤「施工プロセス」のチェックリストに従いこれを提出いたします。

よろしくお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

記

工 事 名  
契約金額  
工 期  
完成年月日  
請負者氏名

以上

国土交通省へ提出する際には、左のような書面に、①②の点検結果や「足場安全点検履歴の証」などの写真を添付し、各地方整備局長または地方整備局の各事務所長に提出します。



## ②メーカー・機材別点検表

## ①仮設安全監理者検査実施報告書

## 足場安全点検履歴の証



元方事業者名	アクセス建設株式会社
作業所名(工区別)	ACCESSビル改修工事
<b>足場安全点検履歴の証</b>	
この掲示板は、下記に基づく足場等安全点検の履歴の「証」です。	
① 点検の安全点検は義務であること(労働安全衛生規則第567条第1項)。	
② 点検実施者は「足場の点検について、十分な知識・経験を有する者」であること(厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達「平成21年4月24日付 基安第0424001号」)。なお、仮設安全監理者はこれに該当します。	
③ チェックリストは使用する足場の種類等別の専用のものであること(同通達)。	
④ 点検結果等については、チェックリストに記載し保存することが義務であること(同規則第567条第3項)。	
点検実施者	仮設安全監理者氏名 安全 太郎 所属会社名 仮設安全株式会社 連絡先 03-3639-0641
点検履歴	00000 03-3639-0641
認定元: 仮設安全監理者センター	